

資 料

英米刑事法研究 (25)

英米刑事法研究会
(代表者 田口 守一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2011年10月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
小川佳樹	原田和往
中島 宏	松田正照
二本柳 誠	宮木康博
野村健太郎	中川武隆
小島 淳	大庭沙織

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2011年10月開廷期
刑事関係判例概観

- | | |
|---|--|
| I はじめに | 1195 (2012) (<i>per curiam</i>) |
| II 逮捕, 搜索・押収 | Smith v. Cain, 132 S. Ct. 627 (2012) |
| United States v. Jones, 132 S. Ct. 945 (2012) | VI 証人対面権 |
| Florence v. Bd. of Chosen Freeholders, 132 S. Ct. 1510 (2012) | Williams v. Illinois, 131 S. Ct. 3090 (2011) |
| Ryburn v. Huff, 132 S. Ct. 987 (2012) (<i>per curiam</i>) | Hardy v. Cross, 132 S. Ct. 490 (2011) (<i>per curiam</i>) |
| Messerschmidt v. Millender, 132 S. Ct. 1235 (2012) | VII 犯人識別供述 |
| III ミランダ・ルール | Perry v. New Hampshire, 132 S. Ct. 716 (2012) |
| Howes v. Fields, 132 S. Ct. 1181 (2012) | VIII 量刑 |
| Bobby v. Dixon, 132 S. Ct. 26 (2011) (<i>per curiam</i>) | S. Union Co. v. United States, 132 S. Ct. 2344 (2012) |
| IV 弁護 | Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012) |
| Lafler v. Cooper, 132 S. Ct. 1376 (2012) | Setser v. United States, 132 S. Ct. 1463 (2012) |
| Missouri v. Frye, 132 S. Ct. 1399 (2012) | IX 上訴等 |
| Maples v. Thomas, 132 S. Ct. 912 (2012) | Cavazos v. Smith, 132 S. Ct. 2 (2011) (<i>per curiam</i>) |
| Martel v. Clair, 132 S. Ct. 1276 (2012) | Coleman v. Johnson, 132 S. Ct. 2060 (2012) (<i>per curiam</i>) |
| Martinez v. Ryan, 132 S. Ct. 1309 (2012) | X 二重の危険 |
| V 証拠開示 | Blueford v. Arkansas, 132 S. Ct. 2044 (2012) |
| Wetzel v. Lambert, 132 S. Ct. | XI 行刑 |
| | Minneci v. Pollard, 132 S. Ct. |

445 (2011)	132 S. Ct. 2307 (2012)
XII ヘイピアス・コーパス	Dorsey v. United States, 132
Green v. Fisher, 132 S. Ct. 38	S. Ct. 2321 (2012)
(2011)	XIV その他
Gonzalez v. Thaler, 132 S. Ct.	Nat'l Meat Ass'n v. Harris,
641 (2012)	132 S. Ct. 965 (2012)
Wood v. Milyard, 132 S. Ct.	Reynolds v. United States, 132
1826 (2012)	S. Ct. 975 (2012)
Parker v. Mathews, 132 S. Ct.	Rehberg v. Paulk, 132 S. Ct.
2148 (2012) (<i>per curiam</i>)	1497 (2012)
XIII 刑事実体法	Filarsky v. Delia, 132 S. Ct.
United States v. Alvarez, 132	1657 (2012)
S. Ct. 2537 (2012)	Reichle v. Howards, 132 S. Ct.
Kawashima v. Holder, 132 S.	2088 (2012)
Ct. 1166 (2012)	Arizona v. United States, 132
FCC v. Fox TV Stations, Inc.,	S. Ct. 2492 (2012)

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2011年10月開廷期の37件の刑事関係判決を紹介する。

そのうち、日本の新聞でも報道された Arizona 対 United States 判決は、意見の対立のある不法移民問題対策というアメリカにとっての重大関心事を対象とするものであるが、争点が合衆国憲法6条2項の規定に基づく連邦法による専先（preemption）であることから、要点のみを紹介するにとどめた。

そのほか、以下に紹介する判決のうち主要なものをいくつかを挙げておくと、まず、「逮捕、捜索・押収」については、GPS 追跡装置の設置が合衆国憲法修正4条違反か否かが争点となった Jones 判決は、新しい技術を利用した捜査手法について修正4条の法理がどのように適用されるかが注目された事案である。結論は全員一致であったものの理由付けについては意見が分かれた。この判決は、捜索・押収手続の規律の仕方が異なる我が国の法制下での実務にとって直接参考となるものではないが、今後この種の捜査手法を検討するうえで示唆に富む事例と思われる。

「弁護」については、答弁合意の過程における有効な弁護の基準が争点の2件の判決があった。アメリカの刑事手続において答弁取引（plea bargain-

ing) 制度は根幹をなしており、相当数の事件が答弁取引により決着していることはいまさら指摘するまでもないが、これら判決からはその実情の一端がうかがわれる。

「証人対面権」については、連邦最高裁は、2003年10月開廷期の Crawford 判決⁽¹⁾で伝聞証拠の許容性に関する判例⁽²⁾を変更し、合衆国憲法修正 6 条の証人対面条項は「供述的」性質の証拠については被告人に対して事前に反対尋問の機会が与えられていたことを必要とするとした。どういうものが「供述的」性質の証拠に当たるかについては不透明さが残されていたが、連邦最高裁はその後いくつかの機会に具体的事例に則した判断を示してきた⁽³⁾。今期も、Williams 判決で、他人の作成した DNA 鑑定結果報告書に基づく証言の許容性について判断を示した。

また、「量刑」で紹介する Miller 判決は、殺人を伴う犯罪を行った少年に対する仮釈放のない終身刑の必要的適用の合憲性が争点であったが、アメリカが刑罰についてさらに半歩国際基準に近付いたことを示す一方、多発する凶悪犯罪に対するアメリカ社会の処罰感情をうかがわせる事例である。アメリカは、ソマリアを除けば、国連加盟国中唯一の児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child) の非締約国である。元来、アメリカは、国際社会による内政への監視を含意する国連の人権関係条約の締結には必ずしも熱心ではなかったが、児童の権利に関する条約については、犯行時18歳未満の少年に対する死刑および釈放の可能性のない終身刑を禁止する37条 (a) の規定も大きな障害であったことは想像に難くない。連邦最高裁は、死刑については、5対4の僅差ではあるが、2004年10月開廷期の Simmons 判決⁽⁴⁾で犯行時

(1) Crawford v. Washington, *infra* note 35.

(2) Ohio v. Roberts, 448 U.S. 56 (1980) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』105頁 [中空壽雅] (成文堂, 1986年), 渥美東洋編『米国刑事判例の動向III』297頁 [安富潔] (中央大学出版部, 1994年)].

(3) Davis v. Washington, 547 U.S. 813 (2006) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2005年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学41巻3号165-167頁 [二本柳誠] (2008年)]; Melendez-Diaz v. Massachusetts, *infra* note 36; Michigan v. Bryant, 131 S. Ct. 1143 (2011) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観 (上)」比較法学46巻1号193-194頁 [二本柳誠] (2012年)]; Bullcoming v. New Mexico, *infra* note 37.

(4) Roper v. Simmons, *infra* note 46.

18歳未満の少年に対する死刑は残虐で異常な刑罰を禁止した合衆国憲法修正 8 条に違反するとしてこの問題に決着をつけた。仮釈放の可能性のない終身刑については、殺人を伴わない犯罪に関し、2009年10月開廷期の Graham 判決⁽⁵⁾で少年に対する適用は修正 8 条に違反するとした。そして、今期の Miller 判決では、殺人を伴う別々の犯罪で仮釈放のない終身刑を必要的とする規定に基づいてそれぞれ終身刑に処せられた 2 件の犯行時14歳の少年の事件において、殺人を伴う犯罪についてであっても、犯行時18歳未満の少年であった者に対する仮釈放のない終身刑を必要的とすることは修正 8 条に違反するとした。この Miller 判決は、Simmons 判決や Graham 判決と異なり、科刑自体を違憲としたわけではなく、当該科刑を必要的とした点を違憲としたものであるが、裁判官の意見は 5 対 4 に分かれた。

以上のほか、「上訴等」で紹介する Smith 判決および Johnson 判決は、いずれも、陪審による有罪認定の合理性についての上訴審における審査の適否が争点となったヘイビアス・コーパスの事案であり、執筆者名を付さない *per curiam* の判決であるが、アメリカの裁判における情況証拠に基づく事実認定に関する事例として、それらの具体的内容も紹介することにした。

(田中利彦)

II 逮捕、搜索・押収

・ Jones 判決⁽⁶⁾

本件は、有効な令状なしに、GPS (Global Positioning System) 追跡装置を対象者の車両に設置し、その位置情報を収集した行為が合衆国憲法修正 4 条に違反するかどうか争われた事案である。

FBI などの捜査官は、被告 Jones に薬物取引の嫌疑を認め、Jones の妻名義で登録されているジープ—— Jones が専属的に使用——に GPS 追跡装置を設置するための令状の発付を得たが、令状の失効後に、駐車場に停めてあった同ジープの車台 (undercarriage) に GPS 装置を設置し、その後28日間に

(5) Graham v. Florida, *infra* note 46.

(6) United States v. Jones, 132 S. Ct. 945 (2012). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の同意意見, アリート裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ, プライヤー, ケーガン各裁判官同調) がある。

わたって同ジープの移動を監視した。GPS は、衛星からの信号により車の位置を測定してその情報を通信するものであるが、本件では、位置情報に関する 2000 頁以上のデータが得られた。

Jones は、共犯者数名とともに、連邦麻薬取締法違反の罪で起訴され、GPS の位置情報の証拠能力が争われた。連邦地裁は、公道上での自動車による場所的移動についてプライバシーの合理的な期待は認められないとして、その証拠能力を肯定し、他の証拠も取り調べたうえ、Jones に有罪を言い渡した。これに対し、コロンビア特別区連邦控訴裁は、原判決を破棄し、Jones を無罪とした。

連邦最高裁は、裁判官全員一致で、捜査官の行為は修正 4 条に違反するとし、上告を棄却する判断を示したが、その理由付けは異なる。

法廷意見は、Katz 判決⁽⁷⁾のいう「プライバシーの合理的な期待」基準は、コモン・ロー上のトレスパス基準に代替するものではないとの立場を明らかにしたうえ、対象者の車両の移動を監視するため、その車両——修正 4 条に列挙された「財産 (effect)」に当たる——に GPS 追跡装置を設置して使用することは、対象者の財産へのトレスパスを伴うものであり、修正 4 条にいう「捜索」に当たるとした。本件は、ビーパーの取り付けについて所有者の承諾があった点などで Knotts 判決⁽⁸⁾ および Karo 判決⁽⁹⁾ と事案を異にするため、本判断は両判決と矛盾するものではないという。

同意意見は、本件と異なり、トレスパスを伴わない情報収集方法がとられた事案については、GPS 監視のもつ特性——個人の家族的、政治的、職業的、宗教的および性的交わりを示す、移動に関する包括的で正確な記録ができること——を考慮に入れて、公共空間における個人の移動情報の「和 (sum)」に対するプライバシーの合理的な期待の存否を検討すべきであり、本件より短期の監視であってもプライバシー侵害を認め得る、さらに、第三者に任意に

(7) Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967) [紹介, 『英米判例百選 I 公法』176 頁 [山中俊夫] (有斐閣, 1978 年)].

(8) United States v. Knotts, 460 U.S. 276 (1983) [紹介, 鈴木編・前掲注 (2) 18 頁 [大塚裕史], 渥美東洋編『米国刑事判例の動向 IV』313 頁 [香川喜八朗] (中央大学出版部, 2012 年)].

(9) United States v. Karo, 468 U.S. 705 (1984) [紹介, 加藤克佳・アメリカ法 1986 年 2 号 463 頁 (1987 年), 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 巻』36 頁 [大塚裕史] (成文堂, 1989 年)].

開示した情報についてプライバシーの合理的な期待はないという前提を再検討する必要があるというものである。

結論同意意見は、科学技術の劇的な変化に鑑みると、GPS装置の使用に対する規制は立法府に委ねるのが最善であるとしたうえで、「プライバシーの合理的な期待」基準が修正4条に関する排他的な判断基準であるとの立場から、GPS装置使用の合憲性は、合理的な人であれば予期しないであろう程度の侵害をもたらすかどうかによって判断し、比較的短期の場合は別として、たいていの犯罪の捜査における、より長期にわたるGPS装置の使用は、プライバシーの合理的な期待を侵害すると解すべきだとしている。

(洲見光男)

・ Florence 判決⁽¹⁰⁾

本件は、軽微な犯罪で逮捕された者が、拘禁施設で受けた身体検査が修正4条および合衆国憲法修正14条に違反するとしてした賠償請求に係る事案である。

警察官は、交通違反で上告人 Florence の自動車を停止させていた間に、Florence には、罰金刑を言い渡すための審理に出頭しなかったことで逮捕状が出ている事実が判明し、これを理由に Florence を逮捕した (Florence は罰金を納付していたが、何らかの理由で、令状情報が消去されずにデータベースに残っていたのであった)。Florence は、まず郡の勾留施設 (detention center) に、その後別の郡の矯正施設 (correctional facility) に収容された。前者の施設では、収容されるにあたって、シャワーを浴びよう命じられ、身体の傷やアザ、入れ墨をチェックされたほか、禁制品などの所持の有無を調べられた。口を開け、舌を持ち上げ、腕を上げ、一回りし、陰部を持ち上げるよう求められた。後者の施設では、服を脱がされ、耳、鼻、口、皮膚、爪、腋の下などを調べられたほか、しゃがみながら咳払いをさせられた。シャワーを浴びさせられ、その間、衣類の検査を受けた。また、陰部を持ち上げ、一回りさせられた。Florence は、合衆国法典第42編1983条により、施設を運営する郡当

(10) Florence v. Bd. of Chosen Freeholders, 132 S. Ct. 1510 (2012). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, アリート各裁判官同調, トーマス裁判官一部同調) のほか、ロバーツ長官の同意意見, アリート裁判官の同意意見, プライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

局などを相手に、軽微な犯罪で逮捕され、武器や禁制品などを隠匿所持している嫌疑を認めることができない者に対しては、こうした侵害的な検査を行う必要がないので、自分の受けた身体検査は修正 4 条および修正 14 条に違反するとして、連邦地裁に賠償請求訴訟を起こした。連邦地裁は、Florence の主張を認めたが、第 3 巡回区連邦控訴裁は、原判決を破棄した。

連邦最高裁は、当該検査は修正 4 条に違反しないとし、上告を棄却した。法廷意見は、おおむね次のとおりである。

裁判所は、拘禁施設の運営に伴う困難を過小評価してはならず、拘禁施設における安全と秩序を維持するには矯正に従事する係官の専門的知識が必要であり、係官は、直面する問題に対し合理的な解決策を講ずるうえで実質的な裁量を与えられなければならない。そこで、これまで当裁判所は、矯正に従事する係官の判断を尊重することの重要性を確認し、被收容者の連邦憲法上の権利を制約する規制が、矯正施設の管理運営上の正当な利益と合理的に関連している場合は、その合憲性を認めなければならないとしてきている⁽¹¹⁾。被逮捕者を收容するにあたって、①傷や病気を発見したり、②ギャングの入れ墨の有無を確認したり、③禁制品等を発見したりするのは、矯正施設の管理運営上の正当な利益に当たる。当裁判所が繰り返し述べてきたとおり、係官の対応が過度のものであることを示す実質的な証拠が存在しないときは、裁判所は、係官の専門的な判断を尊重すべきであるが⁽¹²⁾、Florence は、上記証拠を提出していない。

Florence は、重大な犯罪で逮捕された者以外の者は、禁制品を隠匿所持していることを説明し得る具体的な理由が認められない限り、本件検査手続を免除されるべきであると主張する。しかし、犯罪の重大性は、誰が禁制品を隠匿所持しているかを示す指標としてはほとんど役立たない。また、實際上、個々の被收容者について、検査を免除されるべき者かどうかを判断することは困難であり、係官は容易に執行可能な準則に依拠することについて重要な利益を有するというべきである⁽¹³⁾。

Florence の收容された 2 つの拘禁施設における検査手続は、被收容者のプ

(11) Turner v. Safley, 482 U.S. 78 (1987) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 4 巻』227 頁〔平澤修〕(成文堂、1994年)].

(12) Block v. Rutherford, 468 U.S. 576 (1984) [紹介、中野目善則・比較法雑誌 19 巻 4 号 153 頁 (1986 年)、鈴木編・前掲注 (9) 195 頁〔洲見光男〕]

(13) Atwater v. Lago Vista, 532 U.S. 318 (2001).

ライヴァシーと施設の必要との合理的なバランスをとったものであり、修正4条および修正14条は、Florenceの提案する準則を採用することを要求するものではない。

(洲見光男)

・その他

逮捕、搜索・押収に関する本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第42編1983条による賠償請求訴訟において家屋への緊急立入りの合憲性を肯定して警察官に対して限定的免責 (qualified immunity) を認めた Ryburn 判決⁽¹⁴⁾、やはり1983条による賠償請求訴訟において令状に記載された差し押えるべき物について被疑事実との関連性があるなどとして警察官に対して限定的免責を認めた Messerschmidt 判決⁽¹⁵⁾がある。

(洲見光男)

III ミランダ・ルール

・Fields 判決⁽¹⁶⁾

ミランダ・ルールは「身柄拘束中 (in custody)」の被疑者の取調べに対して適用されるが、本件は、取調べが身柄拘束中のものであるか否かの判断方法が問題となった事案である。

州のジェイル (jail) で刑の執行を受けていた被上告人 Fields は、ジェイル内の会議室において、ある性犯罪の事実——刑の執行のためジェイルに収容される以前の——について捜査官の取調べを受け、自白した。捜査官は、取調べの前に、いつでも取調べを終了させて退出できる旨を Fields に告げ、また、取調べ中も、何度か同様のことを述べていた。しかし、ミランダ告知はなされていなかった。

その後、当該性犯罪の事実で起訴された Fields は、ミランダ・ルールに基

(14) Ryburn v. Huff, 132 S. Ct. 987 (2012) (*per curiam*).

(15) Messerschmidt v. Millender, 132 S. Ct. 1235 (2012).

(16) Howes v. Fields, 132 S. Ct. 1181 (2012). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, トーマス, ケーガン各裁判官同調) のほか、ギンズバーグ裁判官の一部同意・一部反対意見 (ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) がある。

づいて自白は排除されるべきであると主張したが、州の事実審裁判所はこれを斥け、有罪判決を下した。そして、州控訴裁が本件の取調べは身柄拘束中のそれには当たらないとして事実審裁判所の判断を支持し、州最高裁も有罪判決を維持したので、Fieldsが連邦地裁にヘイビアス・コーパスを求めたところ、同裁判所はこれを容れ、第6巡回区連邦控訴裁も、本件における州裁判所の判断は「連邦最高裁によって明確に確立された連邦法に反する」（合衆国法典第28編2254条(d)(1))から、連邦裁判所がヘイビアス・コーパスの救済を与えることができるとした。

上告を受理した連邦最高裁は、大要、次のような判断を示して、第6巡回区連邦控訴裁による原判決を破棄した。

原判決は、「刑務所の普段いる場所から受刑者を連れ出したうえで刑務所外の出来事について尋ねたならば、それだけで身柄拘束中の取調べがあることになる」というルールが、当裁判所のこれまでの判例によって明確に確立されているとする。しかし、従来判例についてのそのような理解は、誤りである。

また、原判決のこのようなルールは、そもそも妥当なものとは考えられない。身柄拘束があるといえるのは、①通常人(reasonable person)が、当該被疑者の立場に置かれたならば、その場から立ち去ることはできないと感じ、かつ、②警察署での取調べに本来的に伴う圧力(coercive pressures)と同様のものが認められるという場合であるが、刑務所の普段いる場所から受刑者を連れ出したうえで刑務所外の出来事について尋ねたならば当然に②のような事情があるということとはできないからである。

受刑者が取調べを受けたという場合、身柄拘束の有無は、取調べをめぐる諸事情を総合的に考慮して判定されるべきである。そして、本件では、いつでも取調べを終了させて退出できる旨をFieldsが繰り返し告げられていたことなどを考慮すると、上記の①のような事情はなかったといえる。そうすると、本件の取調べは身柄拘束中のものではなく、ミランダ・ルールは不適用ということになる。

(小川佳樹)

・その他

ミランダ・ルールに関する本開廷期の判決としては、ほかに、捜査官がミランダ告知をせずに取調べを行ったが、被疑者は自白せず、その後、今度はミランダ告知をして取り調べたところ、自白が獲得されたという事案について、い

いわゆる「2段階の取調べ (two-step interrogation technique)」の問題を扱った Seibert 判決⁽¹⁷⁾——ミランダ告知のない第1の取調べで獲得された第1次自白だけでなく、ミランダ告知のある第2の取調べで獲得された第2次自白も排除されるべきであるとした——の事案とは「第1の取調べによる自白がない (no earlier confession to repeat)」などの点で異なるとして、第6巡回区連邦控訴裁による原判決——Seibert 判決に依拠して自白は排除されるべきであるとした——を破棄・差戻しとした Dixon 判決⁽¹⁸⁾がある。

(小川佳樹)

IV 弁護

・ Cooper 判決⁽¹⁹⁾

本件は、弁護人の適切ではない助言に基づき、答弁取引の申し出を拒否したところ、その後の事実審理で答弁取引の際に提示された条件よりも不利な処分を受けることになった場合に、被告人に救済が認められるか、が問題となった事案である。

被上告人 Cooper は、謀殺目的の暴行 (assault with intent to murder) を含む複数の犯罪で起訴された。その後、訴追側から、有罪の答弁と引き換えに、2件の犯罪の起訴を取り下げ、51か月から85か月の拘禁刑を勧告するとの提案があった。Cooper は当初、この取引に応じるつもりであった。しかし、弁護人から、被害者が撃たれた部位を考慮すると、謀殺目的の立証は不可能であるから、この提案に応じるべきではないと説得され、結局、Cooper は答弁取引に応じなかった。ところが、事実審理の結果、すべての起訴事実につき有罪とされ、Cooper は185か月から360か月の拘禁刑を言い渡された。これに対し、Cooper は、答弁取引の際の弁護人の助言に関して、有効な弁護を受ける

(17) Missouri v. Seibert, 542 U.S. 600 (2004) [紹介, 洲見光男・比較法学38巻3号191頁 (2005年), 同・法律論叢78巻1号191頁 (2005年), 柳川重規・比較法雑誌39巻2号359頁 (2005年)].

(18) Bobby v. Dixon, 132 S. Ct. 26 (2011) (*per curiam*).

(19) Lafler v. Cooper, 132 S. Ct. 1376 (2012). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調, ロバーツ長官一部同調), アリート裁判官の反対意見がある。

ことができなかつたと主張して上訴したが、州の裁判所は、Cooper が状況を理解、認識したうえで、取引の申し出を拒否し、事実審理を選択したとの理由から、これを斥けた。そこで、連邦のヘイピアス・コーパスを請求したところ、連邦地裁は、州の裁判所は Strickland 判決⁽²⁰⁾の適用を誤っているとし、第 6 巡回区連邦控訴裁もこれを是認し、有罪判決を破棄した。

上告を受理した連邦最高裁は、Padilla 判決⁽²¹⁾などを引用し、合衆国憲法修正 6 条の有効な弁護を受ける権利が答弁取引の段階にも及ぶことを確認したうえで、大要次のように述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

州裁判所は、Strickland 判決の基準——専門家としてふさわしくない弁護人の瑕疵がなければ、結論が異なっていた合理的な蓋然性 (reasonable probability) の有無——を誤って適用し、Cooper の主張を斥けている。同基準を適用した場合に問題となるのは、弁護の不適切な助言がなければ、被告人が当該提案を受け容れ、かつ、現に宣告された刑よりも軽い刑を条件とする当該提案を、裁判所が受け容れていたであろう、ということについての合理的な蓋然性の有無である。訴追側は、被告人がのちに公正な事実審理によって有罪とされた場合、答弁取引における弁護人の瑕疵に関して Strickland 判決の適用はないと主張するが、有効な弁護を受ける権利は、公正な事実審理の保障のみを目的とするのではなく、その根拠は説得的ではない。次に、被告人が上記の蓋然性を示すことができた場合の救済に関して、連邦地裁は、当初の答弁についての合意の履行としているが、適当ではない。このような場合、まず、訴追側に答弁取引の条件を再度提示させ、被告人がそれを受け容れる意向を示した後で、裁判所に、諸々の事情を考慮しながら、当初の公判による有罪判決および宣告刑をいかように修正するかを判断させるべきである。

(原田和往)

(20) Strickland v. Whasihngton, 466 U.S. 668 (1984) [紹介, 鈴木編・前掲注 (9) 124 頁 [加藤克佳], 渥美編・前掲注 (2) 90 頁 [椎橋隆幸], 憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342 頁 [宮城啓子] (有斐閣, 1998 年), 樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』118 頁 [岡田悦典] (有斐閣, 2012 年)].

(21) Padilla v. Kentucky, 130 S. Ct. 1473 (2010) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2009 年 10 月開廷期刑事関係判例概観 (下)」比較法学 45 巻 2 号 253 頁 [中島宏] (2011 年)].

・ Frye 判決⁽²²⁾

本件は、検察官からの答弁取引の提案が弁護人から被告人に伝えられないまま失効し、その後、より厳しい条件での答弁取引に被告人が応じたことが、修正6条の有効な弁護を受ける権利の侵害に当たるかどうか争われた事案である。

被告人 Frye は、ミズーリ州において、無効な免許証で運転したことによって検挙されたが、同じ罪で3度有罪を宣告されていたため、最長4年の自由刑が科され得るD級重罪によって起訴された。検察官は、Fryeの弁護人宛てに文書を送付し、期限を定め、答弁取引について2つの選択肢を提示した。すなわち、①重罪について有罪を認めれば、長期3年の拘禁刑を求刑し、保護観察は求めない一方、“shock time”と呼ばれる10日間の拘禁を求める、②長期1年の拘禁刑に当たる軽罪について有罪を認めれば、90日の拘禁刑を求刑する。しかし、弁護人が、この申し出を Frye に伝えなかったため、指定された期限が過ぎて、申し出が失効した。その後の手続において Frye は無罪の答弁をしたが、のちに有罪の答弁に転じた。検察官は、3年の拘禁刑を求刑し、保護観察は求めず、“shock time”としての10日間の拘禁を求め、州裁判所は、3年の拘禁刑を言い渡した。

Frye は、弁護人が検察官からの答弁取引の提案を自分に伝えなかったことにより弁護人による有効な弁護が妨げられた、検察官からの申し出を自分が知っていたら軽罪について有罪答弁をしていたとして、有罪判決に対する非常救済を州裁判所に申し立てた。第1審はこれを棄却したが、上訴裁判所は、検察官からの答弁取引の申し出を Frye に伝えなかった弁護人の活動は不十分であり、それによって Frye が不利益を受けたことも証明されているので、Strickland 判決⁽²³⁾において示された要件はすべて満たされているとして、修正6条違反により原判決を破棄して差し戻した。これに対して訴追側が連邦最高裁に上告受理を申し立てた。

修正6条が保障する有効な弁護を受ける権利が侵害されたことを理由に有罪判決を破棄するための要件は、Strickland 判決によって示されている。すな

(22) Missouri v. Frye, 132 S. Ct. 1399 (2012). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見（ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）のほか、スカルリア裁判官の反対意見（ロバーツ長官、トーマス、アリート各裁判官同調）がある。

(23) Strickland v. Washington, *supra* note 20.

わち、①弁護人が有効な弁護を提供しなかったことと、②弁護活動の欠陥によって被告人に不利益が及んだことの両方が証明されなければならない。連邦最高裁は、本判決においてもこの枠組みを踏襲したうえで、本件について検討を加えている。

まず、①有効な弁護がなされたかどうかについては、本件で問題となっている答弁取引の交渉が、修正 6 条による有効な弁護を受ける権利の保障が及ぶとされる刑事手続の「重要な場面」に当たるかどうかの問題となる。答弁取引における弁護人の援助が問題となった先例としては、Lockhart 判決⁽²⁴⁾および Padilla 判決⁽²⁵⁾がある。訴追側は、それらがいずれも弁護人の不適切なアドヴァイスに基づく公判での有罪答弁の有効性が問われた事例であるのに対し、本件は、これよりも前の段階における答弁取引の申し出に関する弁護人の対応に問題があったとされているので事案を異にすると主張する。しかし、法廷意見は、有罪判決の大多数が有罪答弁によってなされている現実には照らせば、答弁取引は刑事司法の運用における中心部分というべきであるし、公判より前の段階で様々な誤解が植え付けられているのに、公判についてのみ公正さを保障しても不十分であるから、弁護人には、答弁取引の交渉過程においても、修正 6 条が刑事手続の「重要な場面」において保障している「有効な弁護」を提供する責任があるとした。

そのうえで、法廷意見は、「弁護人は、被告人が適用される刑期や訴追の条件が有利となる答弁ができるように、検察官からの答弁取引に関する正式な提案を被告人に伝える義務がある」との一般準則を示したうえで、本件のように弁護人が被告人にアドヴァイスを与えないまま答弁取引に関する提案を失効させたとき、その弁護人は連邦憲法が要求する有効な弁護を被告人に提供したことにはならないとの判断を示した。

次に、②弁護の欠陥による不利益について、(a) 有効な弁護がなされていれば、先に示された有利な提案を被告人が受け容れたであろう合理的な可能性と、(b) 検察官による提案の取り下げや裁判所による答弁取引の不受容によって提案内容の実現が妨げられることはないという合理的な可能性の両方を証明しなければ、その存在は認められないと判示した。そのうえで、本件については、Frye が、最終的には、検察官による当初の答弁取引の提案よりも厳し

(24) Hill v. Lockhart, 474 U.S. 52 (1985).

(25) Padilla v. Kentucky, *supra* note 21.

い内容の訴追に対して、取引なしに有罪の答弁をしていることなどから、上記 (a) の合理的な可能性が認められるとした。しかし、ミズーリ州法において、合意がなされた答弁取引の提案を撤回する裁量が検察官に認められており、裁判所も答弁取引に係る合意を受け容れるかどうかの裁量を有している。したがって、上記 (b) について、Frye は、仮に検察官による当初の提案を受け容れていたとして、その提案が検察官によって撤回されず、裁判所によっても忠実に実行されたであろう合理的な可能性を証明しなければならないとした。そして、法廷意見は、原判決が上記 (a) の合理的な可能性を認めた点は正当であるが、上記 (b) の合理的な可能性を Frye に証明させていない点に誤りがあるとしてこれを破棄し、上記 (b) について判断させるため、州裁判所に事件を差し戻した。

(中島 宏)

・その他

弁護に関する本開廷期の判例としては、ほかに、州裁判所における有罪判決後の非常救済の訴えが棄却され、弁護人が不服申立てをしなかったためその期間が経過した後、上告人が連邦のヘイビアス・コーパスの請求をしたという事案について、「手続的懈怠 (procedural default)」——州の救済手続を尽くしていないこと——に「やむを得ない理由」があるとした *Maples* 判決⁽²⁶⁾、連邦のヘイビアス・コーパスの請求をした者が公選弁護人の交替を求めた場合の判断基準が争われ、死刑事件においてもほかの事件と同じく「正義に資する (in the interest of justice)」ことを基準として弁護人の交替を認めるべきであるとの判断が示された *Clair* 判決⁽²⁷⁾、連邦のヘイビアス・コーパスの請求に関して、州の非常救済手続で弁護過誤があったことは請求をした者の「手続的懈怠」——連邦のヘイビアス・コーパスの手続においてする主張を州の非常救済手続においてしていないこと——を許容する理由とはならないとした *Coleman* 判決⁽²⁸⁾ の射程を限定した *Martinez* 判決⁽²⁹⁾ がある。 (中島 宏)

(26) *Maples v. Thomas*, 132 S. Ct. 912 (2012). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の同意意見, スカリア裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

(27) *Martel v. Clair*, 132 S. Ct. 1276 (2012). 法廷意見はケーガン裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

V 証拠開示

・ Lambert 判決⁽³⁰⁾

本件は、警察作成の捜査記録を検察側が開示しなかったことが、Brady 判決⁽³¹⁾——被告人側に有利な証拠が罪責または量刑を判断するうえで重要な場合に、検察側がその証拠を開示しないことは、合衆国憲法修正14条（デュー・プロセスの保障）に反する、とした——の違反となるかを争点とするヘイピアス・コーパスの事案である。

被告人 Lambert は、1984年に、強盗遂行中の謀殺で、州裁判所により有罪とされ、死刑判決を受けた。当該事件の事実審理において、本件強盗への関与を自認している検察側証人 Jackson が Lambert を共犯者と同定していた。

約20年後、Lambert は、検察側が捜査記録 (police activity sheet) を開示しなかったことは、上記 Brady 判決違反だとして、州裁判所に救済を申し立てた。上記捜査記録には、写真面割りの際、Woodlock という人物の写真が犯行現場にいた2名の証人に示されたものの、犯人とは同定されなかったことが記録されていたが、他方で、Woodlock が Jackson によって共犯者として名前が挙げられたことも記載されていた。しかし、当時、Jackson は複数の起訴事実 (charge) で拘束されており、少なくとも13件の持凶器強盗に関与したことを自認していた。

Lambert は、上記捜査記録は、自己以外の何者かが、犯行に関与したことを示唆しているので、自己の無実を証明するものであること、また、Jackson は自己を共犯者と同定する前に Woodlock を共犯者として同定しているので、事実審理における Jackson の証言を弾劾するものであることを主張した。これに対し、検察側は、同記録は曖昧であり、Woodlock が本件強盗以外の事件

(28) Coleman v. Thompson, 501 U.S. 722 (1991).

(29) Martinez v. Ryan, 132 S. Ct. 1309 (2012). ケネディ 裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライヤー、アリート、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）のほか、スカリア裁判官の反対意見（トーマス裁判官同調）がある。

(30) Wetzell v. Lambert, 132 S. Ct. 1195 (2012) (*per curiam*). ブライヤー裁判官の反対意見（ギンズバーグ、ケーガン各裁判官同調）がある。

(31) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963).

に関与していることを示しているに過ぎないと主張した。

州裁判所は検察側の主張を容れ、当該捜査記録は重要ではなく、同記録が開示されていたとしても、事実審理の結果が異なっていたとはいえないとして、Lambert の主張を斥けた。そこで、Lambert は連邦地裁にヘイビアス・コーパスの申立てをしたが、連邦地裁は、これを却下した。しかし、第3巡回区連邦控訴裁は、州裁判所の判断は不合理であるとして、連邦地裁の判決を破棄して、ヘイビアス・コーパスによる救済を認めた。

連邦最高裁は、概ね以下のような判断をして、原判決を破棄・差戻しとした。

第3巡回区連邦控訴裁は、当該捜査記録の内容に関する州裁判所の判断——Lambert の無実を証明するものでも、Jackson の証言を弾劾するものでもなく、完全に曖昧なものである——を看過している。

州裁判所の上記判断は、①捜査記録は明示的に Woodlock を本件強盗に結び付けるものではないこと、② Jackson は多数の強盗を犯していること、③捜査記録が作成された当時、Jackson は複数の起訴事実で拘束されていたこと、④ Woodlock の名前は当該捜査記録を除いてほかの捜査記録のどこにも登場しないこと、⑤犯行現場にいた2名の証人が Woodlock を犯行への関与者と同定していないことからして、合理的であるというほかない。

(松田正照)

・その他

証拠開示に関する本開廷期の判決としては、ほかに、検察側が目撃証人の証言と相反する同証人の供述が記載された警察作成の記録を開示しなかったことは Brady 判決⁽³²⁾ 違反となるとした Smith 判決⁽³³⁾ がある。

(松田正照)

VI 証人対面権

・Williams 判決⁽³⁴⁾

(32) *Id.*

(33) *Smith v. Cain*, 132 S. Ct. 627 (2012). ロバーツ長官執筆の法廷意見(スカーリア、ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、アリート、ソトマイヨール、ケガン各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の反対意見がある。

本件は、他人が行った DNA 鑑定に基づく証言を許容することが、証人対面権を侵害するか否かが争われた事案である。

上告人 Williams は、帰宅途中の女性を車に押し込んで強姦し、金品を強取した後、女性を路上に遺棄した。病院に搬送された被害者には、治療が施されるとともに、膣スワブ検体の採取が行われた。検体に含まれた精液の DNA 鑑定は、警察外部の研究所 (Cellmark 社) で行われた。その後、別の事件で逮捕された Williams の血液の DNA 鑑定が、イリノイ州警察で行われた。これらの DNA 型が一致することをコンピュータで確かめたイリノイ州警察科学捜査官 Lambatos は、訴追側の求めに応じて、Williams の裁判官審理でその旨を証言した。また、同人は、Cellmark 社が信頼に値する研究所であり、警察が同社から DNA 鑑定結果報告書の提供を受けた旨を証言し、さらに、業務記録によれば膣スワブ検体は Cellmark 社に送付され、のちに警察に返送された旨を証言した。弁護側は、実際に鑑定を行った Cellmark 社の専門家に対する反対尋問の機会を保障せずに、Cellmark 社の鑑定結果に依拠する Lambatos の証言を証拠採用することは、Crawford 判決⁽³⁵⁾ で示された意味における証人対面権侵害に当たると主張したが、州の事実審裁判所はこれを斥け、Williams に有罪判決を下した。州の控訴裁および最高裁も、証人対面権侵害について消極の判断を示した。

連邦最高裁は原判決を是認した。相対的多数意見の大意は、以下のとおりである。

Crawford 判決において、「供述的 (testimonial)」な性質を有する証拠は、すべからず証人対面権の保障を受けるのであって、これを許容するには、供述者が利用不能であり、かつ、被告人に以前の反対尋問の機会が与えられていた

(34) Williams v. Illinois, 131 S. Ct. 3090 (2011). アリート裁判官執筆の相対的多数意見 (ロバーツ長官, ケネディ, プライヤー各裁判官同調) のほか, プライヤー裁判官の同意意見, トーマス裁判官の結論同意意見, ケーガン裁判官の反対意見 (スカリア, ギンズバーグ, ソトマイヨール各裁判官同調) がある。

(35) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号257-263頁(2005年), 早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁(2006年), 二本柳誠・比較法学39巻3号203頁(2006年), 津村政孝・ジュリスト1430号79頁(2011年), 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁II——証人対面権, 強制的証人喚問権』140-172頁(成文堂, 2012年), 樋口ほか編・前掲注(20)116頁[津村政孝]].

ことが必要であるとの判断が示された。これを受けて、犯罪事実を証明する目的で作成された、供述的な認証を含む科学的報告書の証拠採用が問題となった Melendez-Diaz 判決⁽³⁶⁾——薬物の鑑定の事案——および Bullcoming 判決⁽³⁷⁾——血中アルコール濃度の鑑定の事案——において、そのような報告書は、それを作成した技官との対面がなされない限り、被告人に不利な証拠として用いることはできないとの判断が示された。しかし、Crawford 判決は、以下の理由から、Lambatos の証言を証拠排除するものではなく、さらには、報告書を証拠排除するものでもない。

まず、陳述された事柄の真実性 (the truth of the matter asserted) を証明する目的で供述がなされる場合、証人対面権の保障が及び、被告人には当該証人に対する反対尋問の機会が与えられるのに対し、供述が必ずしも陳述された事柄の真実性を証明する目的でなされたのではなく、単に専門家証人が到達した結論に基礎を与えたに過ぎない場合には、証人対面権の保障は及ばない。本件は後者の場合に当たるから、証人対面権侵害は認められない。

次に、仮に Cellmark 社の報告書が証拠採用されたとしても、証人対面権侵害とはならない。なぜなら、本件報告書は、宣誓供述書や証言録取書のような証人対面権の保障が本来的に及ぶ供述とは本質的に異なるからである。本件報告書は、被疑者が特定していない段階で作成されたものであるから、Williams に不利な証拠を獲得する目的で作成されたものとみることはできないのであり、むしろ、逃亡中の強姦犯人を発見する目的で作成されたものといえる。仮に、DNA 鑑定が、実際に鑑定を行った専門家の出廷なしには証拠採用され得ないことになれば、訴追側は、経済的重圧から DNA 鑑定をためらうことになりかねず、ひいては、信頼性において劣る目撃証人の証言のような古いタイプの証拠に固執することにもなりかねない。なお、この結論は、DNA 鑑

(36) Melendez-Diaz v. Massachusetts, 557 U.S. 305 (2009) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2008-2009年開廷期重要判例概観」アメリカ法2009年2号226頁(2010年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学44巻1号167-168頁〔二本柳誠〕(2010年), 小早川・前掲注(35)229-267頁].

(37) Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観(上)」比較法学46巻1号195-196頁〔大庭沙織〕(2012年), 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2010-2011年開廷期重要判例概観」アメリカ法2011年2号370-373頁(2012年), 君塚正臣・横浜国際経済法学21巻2号187頁(2012年)].

定の信用性を争うことを望む被告人から、その方策を失わせるものではない。なぜなら、鑑定に参加した者に対しては、常に、弁護側が召喚状によって出頭を求め、公判で尋問をすることができるからである。

(二本柳誠)

・その他

証人対面権に関する本開廷期の判決としては、ほかに、性犯罪の被害者が被告人に不利な証言を行った事実審理が評決に至らず無効となり、その後の再審理の際に当該被害者が所在不明となったため、利用不能を理由として上記証言が証拠採用されたところ、訴追側による被害者探索の努力が十分であったかどうか争われたヘイピアス・コーパスの事案について、証人対面権条項は見込みの薄いものも含めてありとあらゆる探索手段を尽くすことまで訴追側に要求しているわけではないこと、また、「1996年テロ対策および効果的な死刑法(AEDPA)」によれば州裁判所の判断はそれが明らかに誤っていない限り尊重されることを理由として、被害者探索の努力が十分でなかったとの判断を示した第7巡回区連邦控訴裁の判決を破棄した Cross 判決⁽³⁸⁾がある。

(二本柳誠)

Ⅶ 犯人識別供述

・Perry 判決⁽³⁹⁾

ニュー・ハンプシャー州の警察署は、見知らぬ男性が駐車場の車に侵入しようとしている旨の通報を受けた。現場に到着した捜査官は、ラジオのアンプ2台を抱えている被告人 Perry を発見した。目撃者 Blandon は捜査官に目撃した人物の説明を求められた際、「背の高い黒人男性」であると述べ、さらなる説明の求めに対し、台所の窓を指差して、「裏の駐車場で警察官と一緒に立っている男である」と告げた。

Blandon による犯人の識別を受け、Perry は窃盗罪などで逮捕・起訴された。Perry は、当該証拠を許容することは合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反するとして排除を申し立てた。事実審裁判所は、「警察の手續

(38) Hardy v. Cross, 132 S. Ct. 490 (2011) (*per curiam*).

(39) Perry v. New Hampshire, 132 S. Ct. 716 (2012).

は不必要に示唆的ではなかったため、識別には証拠能力があり、裁判所は、識別がその他の点で信頼性があるか否かを検討する必要はない」としてこれを斥けた。州最高裁は、警察が示唆的な識別のテクニックを用いた場合に限り、デュー・プロセス条項は法廷外の識別の採用前に事実審裁判所がその信頼性を評価すべきことを求めているとし、示唆的な状況が「警察によって意図的に画策されて」いない場合でもデュー・プロセス条項は適用されるという Perry の主張を斥けて有罪判決を支持した。

上告を受理した連邦最高裁は、大要次のように述べて、デュー・プロセス条項は識別が法執行機関によって手配された不必要に示唆的な状況下で取得されていない場合、目撃者による識別の信頼性についての予備的な司法審査を要請しないと判示して Perry の主張を斥けた。

第1に、連邦憲法は、証拠排除という方法ではなく、被告人に対して証拠が信用に値しないため考慮すべきではないと陪審を説得する手段を提供することによって、信頼性に疑いのある証拠に基づく有罪判決から被告人を保護しており、証拠が「その許容が根本的な正義の概念を侵すほど非常に不公正である」⁽⁴⁰⁾ 場合にのみ、デュー・プロセス条項はその排除を要求する。Perry は警察によって手配された識別手続を伴う一連の先例⁽⁴¹⁾ に依拠しているが、デュー・プロセス条項の懸念は、法執行官が、示唆的であり、かつ不必要である識別手続を使用する場合にのみ生じ、その場合でも、さらに、不適切な警察の行為が「相当な人物誤認の可能性」を作り出したか否かを評価することが求められる。目撃者による識別の信頼性は、その評価の要であり、「正確な識別を行う証人の能力の指標」が法執行による示唆の「汚染の効果によって上回られている」場合には排除がなされなければならない。

第2に、Perry は、一連の先例の事案が不適切な警察の行動を伴ったのは偶然の出来事であり、これらの判決の根底にある論理は、識別が示唆的な状況においてなされた場合は常に事実審の裁判官が信頼性について目撃者の証拠を事前に選別することを要請している、すなわち、もし「信頼性」がデュー・プロセス条項のもとの証拠能力の「要」なのであれば、法執行機関が識別を損なった示唆的な状況を作り出したことについて責任があったか否かは問題となる

(40) Dowling v. United States, 493 U.S. 342 (1990).

(41) Stovall v. Denno, 388 U.S. 293 (1967); Simmons v. United States, 390 U.S. 377 (1968); Foster v. California, 394 U.S. 440 (1969); Neil v. Biggers, 409 U.S. 188 (1972); Manson v. Brathwaite, 432 U.S. 98 (1977).

べきではないと主張しているが、当裁判所は同意できない。Perry が依拠する Brathwaite 判決⁽⁴²⁾ は、信頼性についてのデュー・プロセス条項のチェックは、被告人が不適切な警察の行為を立証した後にのみ作用し始めることを明らかにしているうえ、証拠排除の主たる目的は、法執行機関による不適切な手続の抑止にあるとしているのである。

第 3 に、Perry は目撃者による識別はほかに類をみないほど信頼性が低いと主張しているが、目撃者の証拠の誤りやすさは、不適切な州の行為による汚染なくしては、その信用度を陪審に評価させる前に証拠をふるいにかけることを事実審に要求するデュー・プロセス条項のルールを正当化しない。証拠の信頼性は、伝統的に裁判官ではなく陪審が判断するという認識のもと、陪審に対して疑わしい信頼性の目撃証言に不当な重みを置くことを戒めるいくつかの予防策がとられている。①弁護人と目撃者が対面して反対尋問する権利、②識別の証拠を評価するうえで注意を促す説示、③証拠価値よりも、先入観を与える影響や陪審の判断を誤らせる可能性が相当上回る場合、事実審の裁判官に証拠排除を許す州や連邦のルールがそれである。これらの予防策の多くは、Perry の弁護でもとられていたのであり、本件の目撃証言の提出は、その信頼性についての予備的な司法評価がなくても基本的に不公正ではない。

(宮木康博)

VIII 量刑

・ S. Union Co. 判決⁽⁴³⁾

本件は、法定刑の上限を上回る刑を正当化する事実について陪審による合理的疑いを越えた証明があったことの認定を要求する Apprendi 判決⁽⁴⁴⁾ の射程が、拘禁刑や死刑だけでなく罰金刑にも及ぶかが争われた事案である。

(42) Manson v. Brathwaite, *supra* note 41.

(43) S. Union Co. v. United States, 132 S. Ct. 2344 (2012). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス, ギンズバーグ, ケーガン各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の反対意見 (ケネディ, アリート各裁判官同調) がある。

(44) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介, 高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁 (2001年), 樋口ほか編・前掲注 (20) 120頁 [岩田太]].

上告人 S. Union Co. は、「おおよそ2002年9月19日から2004年10月19日までの間」、貯蓄された液体水銀をそれと知って無許可で所持したことについて、「資源の保全と回復に関する法律 (Resource Conservation and Recovery Act of 1976 (RCRA))」違反として有罪判決を受けた。RCRA 違反の罪に対しては、1日の違反につき5万ドル以下の罰金刑が科される (合衆国法典第42編6928条 (d)) とし、保護観察局は、違反日数が上記の762日間であるとの前提のもとで、罰金額の上限を3810万ドルとした。S. Union Co. は、陪審が認定できた違反日数は1日だけであるとし、1日分の5万ドルを超える罰金を科することは、Apprendi 判決に照らして違憲となる、と主張した。連邦地裁は、Apprendi 判決の射程が罰金刑にも及ぶとしつつ、陪審が762日間の違反を認定できたものとして、罰金額の上限を3810万ドルとし、そのうえで、600万ドルの罰金と1200万ドルの「コミュニティ奉仕金 (community service obligation)」を言い渡した。第1巡回区連邦控訴裁は、陪審が762日間の違反を認定できたという連邦地裁の判断を否定しつつ、Apprendi 判決の射程は罰金刑には及ばないと判示して、連邦地裁の量刑を維持した。

連邦最高裁は概ね次のように述べて原判決を破棄し、事件を差し戻した。

Apprendi 準則は、長年にわたるコモン・ローの実践に根ざしており、各々の犯罪要素につき合理的疑いを超えた証明がなされたかを判断するという、陪審の機能を保障するものである。当裁判所がこれまでに同準則を適用してきたのは、確かに拘禁刑や死刑についてであるが、だからといって罰金刑について異なった扱いをする原理的な根拠は存在しない。刑罰を正当化する事実は陪審に判断させる、という Apprendi 準則の中心的な関心事は、それが罰金なのか、拘禁刑なのか、それとも死刑なのかにかかわらず妥当するのである。罰金刑も他の刑種と同様、犯罪を行ったことに対して科される刑罰である。そして、拘禁刑の刑期や死刑の可否と同様に、罰金額を決めるに際しては、しばしば一定の事実の存在が援用される。検察側の主張は、罰金刑は拘禁刑や死刑ほどの負担を課すものではないから、Apprendi 準則の射程外だ、というものであるが、罰金刑についても合衆国憲法修正6条による陪審審理の保障が及ぶ以上、Apprendi 準則は妥当するのである。

コモン・ローにおける陪審の歴史的役割からも、この結論は支持される。州においても連邦においても、罰金額が一定の事実判断に左右される場合、その事実は起訴状に記載し、陪審審理の対象とするのが一般である。罰金の上限額を決める事実は陪審が判断しなければならないというルールは、コモン・ロー

の刑事判例において長年にわたって形成されてきた、Apprendi 判決も依拠する 2 つの原則に由来するものである。すなわち、①被告人に対する告発の真実性は、12名の同胞による全員一致の評決によって確かめられるべきだという原則、そして、②法が処罰のために必要と認めた事実を欠く告発は、コモン・ロー上の要求を充たした合理的な告発とはいえないという原則である。

検察側は、罰金額に影響する事実とは犯罪の被害の大きさを数量化したものに過ぎず、それとは独立した処罰関係の事実のみを対象とする Apprendi 準則の射程外だと主張する。しかし、そのような主張は、犯罪要素と量刑要素との間に連邦憲法上扱いを異にする理由があるという、誤った理解を前提とするものである。

また検察側は、もし罰金刑に Apprendi 準則を適用すると、被告人の責任に応じた罰金額の算定をさせる法律の制定を、連邦や州が控えるようになってしまうと主張するが、立法者は修正 6 条の枠内であれば、そのような立法を自由に行い得るのである。

さらに検察側は、罰金刑に関わる事実の判断を陪審に求めることは、混乱や予断を生じさせるし、また現実的でもないとする。このような主張は Apprendi 判決における反対意見を援用したものであるが、連邦憲法に適合しないものであって、採用できない。

(野村健太郎)

・ Miller 判決⁽⁴⁵⁾

本件は、少年の謀殺犯人に対する、仮釈放の可能性のない終身拘禁刑を必要とするのが、残虐で異常な刑罰を禁じた合衆国憲法修正 8 条に違反するかが争われた事案である。

14歳の少年である上告人 Jackson は、第 1 級重罪謀殺と加重強盗の罪により、仮釈放なしの終身刑を必要とする規定に基づく終身刑を言い渡された。Jackson は、14歳の被告人に対する絶対的終身刑は修正 8 条に違反すると主張

(45) Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455 (2012). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の同意意見 (ソトマイヨール裁判官同調), ロバーツ長官の反対意見 (スカリア, トーマス, アリート各裁判官同調), トーマス裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調), アリート裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調) がある。

したが、事実審裁判所はこれを斥け、アーカンソー州最高裁も事実審裁判所の判断を維持した。

同じく14歳の少年である上告人 Miller は、放火の過程における謀殺の罪により、仮釈放なしの終身刑を必要とする規定に基づく終身刑を言い渡された。アラバマ州刑事控訴裁判所は、Miller の犯罪にとって終身刑が重過ぎるとはいえず、その絶対的性格は修正8条に違反しないとして、その量刑を維持した。

連邦最高裁は概ね以下のように述べて、兩人に対する判決を破棄し、事件を差し戻した。

修正8条の保障する過剰な制裁を科されない権利とは、刑罰は犯罪行為とその行為者にとってふさわしいものでなければならない、という正義の要請に由来するものである。この要請に関わる判例の流れは、大きく2つに分けられる。1つは、特定の属性をもつ行為者について、その責任と刑の重さとの不均衡を問題とするものであり、そのなかには、少年行為者の責任の軽さを理由として、死刑や、非殺人犯罪に対する終身刑の適用を否定したものがある⁽⁴⁶⁾。もう1つは、死刑の適用に際して行為者の性格や犯罪行為の中身を考慮すべきことを要求するものであり、Graham 判決⁽⁴⁷⁾ は、終身刑と死刑との共通性を根拠に、このような要求を終身刑にも及ぼしたのである。これらのことを考え合わせると、少年に対する仮釈放なしの終身刑を必要とすることは修正8条に違反することになる。

Graham 判決は直接には非殺人犯罪に対する終身刑を否定したものであるが、そこで指摘されている少年の特殊性は、いかなる犯罪の場合にも妥当す

(46) Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005) [紹介、安部圭介ほか「合衆国最高裁判所2004-2005年開廷期重要判例概観」アメリカ法2005年2号242-254頁(2006年)、岩田太・アメリカ法2005年2号368頁(2006年)、勝田卓也・法学雑誌52巻4号824頁(2006年)、杉本一敏・比較法学40巻3号152頁(2007年)、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁I——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』180頁(成文堂、2006年)]; Graham v. Florida, 130 S. Ct. 2011 (2010) [紹介、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2009-2010年開廷期重要判例概観」アメリカ法2010年2号329-330頁(2010年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷期刑事関係判例概観(上)」比較法学45巻1号167-169頁〔野村健太郎〕(2011年)、永田憲史・アメリカ法2012年1号202頁(2012年)].

(47) Graham v. Florida, *supra* note 46.

る。同判決によれば、終身刑の適否を判断するに際しては、被告人が少年であることを重要な要素として考慮すべきことになる。ところが仮釈放なしの終身刑を必要とする規定は、量刑判断者からそのような考慮の可能性を奪ってしまうのである。

これに対し検察側は、少年に対する仮釈放なしの終身刑を必要とすることが修正 8 条に違反するという考えは、Hamelin 判決⁽⁴⁸⁾によって斥けられていると主張する。確かに、同判決は、上述のような量刑の個別化の要請は死刑に限られるとしている。しかし、同判決は、少年の犯罪に関して判断したものではない。実際、同判決以降、当裁判所は、成人に対する量刑の方法が少年にもそのまま妥当するわけではないことを、再三にわたり指摘してきたのである。

また検察側は、連邦および 28 の州では、少なくとも謀殺について、少年に対する絶対的終身刑が規定されているから、それが違憲とはいえないと主張する。しかし、少年の殺人に対する仮釈放なしの終身刑を必要と規定している州の数は、Graham 判決によって違憲とされた少年の非殺人犯罪者に対する終身刑を規定していた州の数よりも少ない。そもそも、Graham 判決などが指摘するように、このように立法例を単純に数えて答えを出すのは、適切ではない。成人裁判所への少年の移送を認める規定と、仮釈放なしの終身刑を必要とする規定との両方が置かれている場合であっても、立法者が実際に少年に対しても仮釈放なしの終身刑を必要とする意思をもっていたとは限らないのである。

さらに検察側は、被告人の年齢などは成人裁判所への移送を決定する際に十分考慮されることも主張する。しかし、移送の判断に際して考慮できる事情には限界があるから、その後の量刑において終身刑以外の選択肢を奪ってしまっ

(野村健太郎)

・その他

量刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、州裁判所によって保護観察を取り消され、当初の刑とともに新たな刑を科されることになった被告人に対して、それらとは別個の連邦法違反を理由とした拘禁刑を、当初の刑との関係

(48) Harmelin v. Michigan, 501 U.S. 957 (1991) [紹介、佐伯仁志・アメリカ法 1994 年 1 号 185-195 頁 (1994 年)、小早川・前掲注 (46) 209-223 頁]。

では順次に、新たな刑との関係では同時に執行すべきことを命じた連邦地裁の判断は、その後州裁判所が上記2つの刑の同時執行を命じた場合であってもなお支持され、それによって生じた矛盾については、刑務所局による調整がなされるに過ぎないとした Setser 判決⁽⁴⁹⁾がある。

(野村健太郎)

IX 上訴等

・ Smith 判決⁽⁵⁰⁾

本件は、州の陪審がした事実認定に州の上訴裁判所がどのような場合に介入できるのか、また、州裁判所の判断に連邦裁判所がどのような場合に介入できるのか、有罪認定に必要とされる、合理的な疑いを超える証明との関連で争われた事案である。

生後7週間の男児が、祖母である被上告人 Smith と同室で就寝中、死亡した。男児は、ソファーの上で寝ており、Smith は、床の上で寝ていた。医師の当初の診断は、乳幼児突然死症候群 (SIDS) であったが、解剖の結果、乳幼児揺さぶり症候群 (SBS) とされた。Smith は、カリフォルニア州刑法典273条 ab——8歳以下の子供の世話をする者が、これに暴行を加えて死に至らしめたとき——に該当するとして、起訴された。

陪審審理では、死因に関する専門家証人が出廷した。検察官側が3人、弁護側が2人である。

検察官側の1人目の証人は、解剖を監督した医師であり、脳内の新しい出血などが乱暴な揺さぶりを示すものであり、揺さぶりが激しいから、脳の重要部分が直接断裂し、非常にわずかな出血でも死に至ると説明し——ただし、断裂を示す身体上の証拠はない——、死因は、SBS であるとし、男児の脳の出血などは、ソファーから落ちたことや、心肺蘇生術に基づくものではないと証言した。2人目の証人は、実際に解剖を実施した医師であり、1人目の証人と同

(49) Setser v. United States, 132 S. Ct. 1463 (2012). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の反対意見 (ケネディ, ギンズバーグ各裁判官同調) がある。

(50) Cavazos v. Smith, 132 S. Ct. 2 (2011) (*per curiam*). ギンズバーグ裁判官の反対意見 (ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調) がある。

様の証言をしたほか、SBS の75から80パーセントにおいては、網膜の出血があるが、男児の場合にはないと証言した。3人目の証人は、小児科医であり、男児の所見はSBSとみて矛盾はなく、古い損傷は、死因となり得ないと述べた。

弁護人側の証人の1人目は、病理学者で、男児は、脳外傷により死亡したが、網膜の出血が存在しないから、その外傷はSBSの結果ではなく、また、死因はSIDSではなく、神経病理学検査の写真を検討した結果、古い脳外傷によるものとした。2人目は、小児神経学者で、男児の死因は、SIDSであったとし、出生時低体重であったことなどから、SIDSにかかりやすかったとしたほか、脳の出血は、蘇生術による可能性があるとした。

陪審は、Smithを有罪と認めた。裁判官は、評決を支持し、Smithからの再審理の申立てを許さず、Smithに15年以上終身という不定期の拘禁刑を言い渡した。控訴の申立てに対して、州控訴裁は、対立する医師の証言を検討のうえ、「専門家証人の証言は、対立している。その対立を解決するのは、陪審の任務である。信用性が認められた証拠は、死因がSBSであるとする陪審の結論を支持する実体を有し、かつ、十分なものである」と述べて、控訴を棄却した。州最高裁は、審査自体を拒否した。そこで、Smithは、連邦地裁にヘイピアス・コーパスの申立てをした。

ところで、「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」によれば、州裁判所の判断に対して、連邦裁判所がヘイピアス・コーパスの救済を与えることができるのは、州裁判所の判断が、①連邦最高裁によって明確に確立された連邦法に反するか、その不合理な適用といえる場合、または、②提出された証拠に照らすと、不合理な事実の決定に基づいている場合に限られることになっている (合衆国法典第28編2254条 (d))。

連邦地裁は申立てを棄却したが、控訴を受けた第9巡回区連邦控訴裁は、次のように述べて、連邦地裁の決定を破棄した。すなわち、検察側の専門家証人は、脳の断裂などを示す身体上の証拠が存在しないのに、脳の急激な断裂等が死因であるとしているが、証拠が存在しないのだから、合理的な疑いを超えた証明がなされたとは到底いえず、それゆえ、州控訴裁は、連邦最高裁が Jackson 判決⁽⁵¹⁾において示した意見を不合理に適用して Smith の有罪を支持した

(51) Jackson v. Virginia, 443 U.S. 307 (1979).

ことになる。

連邦最高裁は、次のように述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

Jackson 判決は、いずれかの理性的な審判者が、犯罪の必須の要件について検察官に最も有利な観点から証拠を検討して、合理的な疑いを超える証明がなされたと判断できたであろう限りにおいて、証拠は有罪を裏付けるのに十分であると述べている。そして、記録にある実際に発生した事実が相反する推定を支持する場合、上訴裁判所は、事実の審判者が当該相反について検察官に有利に決定したものと推認しなければならないことを明確に判示している。上訴審は、いかなる理性的な事実審判者——陪審——であっても、当該陪審の結論に賛成できないときに限り、陪審の評決を、不十分な証拠を理由に破棄することができる。それに加えて、連邦裁判所は、証拠が不十分であるとの主張を斥けた州裁判所の決定を、単に、連邦裁判所が州裁判所に賛成できないとの理由により、破棄することは許されない。連邦裁判所は、州裁判所の決定が「客観的に不合理である (objectively unreasonable)」場合に限って、そうすることが許されるのである⁽⁵²⁾。2254条 (d) が求める州裁判所の決定の尊重を、事実審判者の判断を尊重すべき州の上訴裁判所の審査に適用すれば、第9巡回区連邦控訴裁が誤っていることは疑いの余地がない。

(中川武隆)

・ Johnson 判決⁽⁵³⁾

本件は、前出の Smith 判決⁽⁵⁴⁾ と同様の経過をたどった事案について、Smith 判決と同趣旨の判断が示されたものである。

被上告人 Johnson は、被害者をショットガンで射殺した Walker の共犯者 (accomplice) および共謀者 (co-conspirator) として州裁判所に起訴され、有罪判決を受けた。州の上訴裁判所でも、有罪判決は維持された。連邦地裁は、ヘイビアス・コーパスの請求を棄却したが、第3巡回区連邦控訴裁は、Jackson 判決⁽⁵⁵⁾ の基準を適用すると、有罪を支持する証拠が不十分であると判断した (Johnson が Walker とともに被害者を路地に誘導したことは目撃さ

(52) *Renico v. Lett*, 130 S. Ct. 1855 (2010) [田中ほか・前掲注 (46) 256-259頁 [小島淳]].

(53) *Coleman v. Johnson*, 132 S. Ct. 2060 (2012) (*per curiam*).

(54) *Cavazos v. Smith*, *supra* note 50.

(55) *Jackson v. Virginia*, *supra* note 51.

れているが、その際に何らかの有形力を行使したことは目撃されていなかった。Walker が被害者を殺害する意図を有していたことを Johnson が知ってこれに同調し、Walker を助けたことが、Walker の言動、被害者を路地に連れて行った際の様子、犯行時に Johnson が路地の入口に立っていた事実、事件前の借金の返済をめぐる Walker と被害者とのいざごぎの様子その他の情況証拠から合理的に推認できるかどうか⁵⁶⁾が問題とされた。

連邦最高裁は、Jackson 判決や Smith 判決などで示された基準によれば、証拠は十分であるとの判断を示し、原判決を破棄して事件を差し戻した（あくまでも、Smith 判決が示した判断構造——すなわち、証拠の十分性については、①証拠からの事実認定は、陪審の責務であるから、州の上訴審も、陪審の評決に不合理性があるときに限って、破棄することができ、②連邦裁判所は、州裁判所の判断が客観的に不合理な場合に限って、破棄することができる——のなかではあるが、犯罪の主観的要素を情況証拠によって認定する場面での、証拠の十分性が議論された）。なお、第 3 巡回区連邦控訴裁は合理的推認の基準について州法を援用しているが、連邦最高裁は、この点について、犯罪の証明につきデュー・プロセス条項が要求する最低限の証拠の量は純然たる連邦法の問題であり、誤りであるとした。

(中川武隆)

X 二重の危険

二重の危険に関する本開廷期の判決としては、陪審員長が、当初の評議後、裁判所に対し、死刑相当謀殺について陪審は全員一致で被告人を無罪と判断したこと、第 1 級謀殺についても陪審は全員一致で無罪と判断したこと、故殺については意見が一致していないこと、そして、過失致死については未だ決をとるに至っていないことを伝え、再度の評議後においても、陪審はなお意見不一致である旨を述べたことを受けて、裁判所が審理無効 (mistrial) を宣告し、その後、検察側が死刑相当謀殺ないし第 1 級謀殺での有罪の可能性も含む形での再審理を求めたという事案について、合衆国憲法修正 5 条の二重危険禁止条項違反はないとした Blueford 判決⁽⁵⁶⁾がある。

(小島 淳)

(56) Blueford v. Arkansas, 132 S. Ct. 2044 (2012). ロバーツ長官執筆の法廷意見

XI 行刑

行刑に関する本開廷期の判決としては、受刑者に適切な医療を受けさせなかったことが残虐で異常な刑罰を科すことを禁じる合衆国憲法修正 8 条違反に当たるとして、申立人である元受刑者に対し賠償金を支払うよう民営刑務所職員に命じることができるかについて、元受刑者は州不法行為法上の救済手段を追求すべきであるとし、本件では、Bivens 判決⁽⁵⁷⁾——連邦職員の連邦憲法違反を理由とする損害賠償請求を認めた——の救済を与える余地はないとした Pollard 判決⁽⁵⁸⁾がある。

(大庭沙織)

XII ヘイビアス・コーパス

ヘイビアス・コーパスについての本開廷期の判決としては、州裁判所が実体に関して判断した後に示された連邦最高裁の判断は、合衆国法典第28編2254条(d)(1)にいう「連邦最高裁によって明確に確立された連邦法」には当たらないとした Green 判決⁽⁵⁹⁾、上訴適格認定書 (certificate of appealability) が連邦憲法上の争点の摘示を欠くものであるとしても、それによって連邦控訴裁がヘイビアス・コーパスの請求の審理を妨げられることはないとの判断、および、上訴手続 (direct review) を経て有罪判決が確定した時点をもヘイビアス・コーパスの請求に対する出訴期限の起算点とする合衆国法典第28編2244条(d)に関して、被告人が上訴しなかった場合には、上訴期間の経過時が起算

(スカリア、ケネディ、トーマス、ブライヤー、アリート各裁判官同調)のほか、ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ、ケーガン各裁判官同調) がある。

- (57) Bivens v. Six Unknown Named Agents of Fed. Bureau of Narcotics, 403 U.S. 388 (1971).
- (58) Minneci v. Pollard, 132 S. Ct. 445 (2011). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス、アリート、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調)のほか、スカリア裁判官の同意意見 (トーマス裁判官同調)、ギンズバーグ裁判官の反対意見がある。
- (59) Green v. Fisher, 132 S. Ct. 38 (2011). 法廷意見はスカリア裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

点となるとの判断を示した Gonzalez 判決⁽⁶⁰⁾、連邦控訴裁には、当事者から主張がなくとも、ヘイピアス・コーバスの請求が時機に適ったものかどうかを審理する権限があるが、連邦地裁の段階で州側が出訴期限の点を争点にしない意向を明らかにしている事件において、連邦控訴裁がこれを取り上げたのは裁量の逸脱であるとした Wood 判決⁽⁶¹⁾、提出された証拠に照らして不合理な事実認定に基づくものではなく、また、連邦最高裁によって明確に確立された連邦法に違反したものでないにもかかわらず、州最高裁の判断を不当に破棄したとして、ヘイピアス・コーバスの請求を認めた第 6 巡回区連邦控訴裁の判断を破棄し、事件を差し戻した Mathew 判決⁽⁶²⁾がある。

(原田和往)

XIII 刑事実体法

・ Alvarez 判決⁽⁶³⁾

本件は、軍の勲章を受章していないのに受賞したことがあると虚偽の発言をすることを犯罪とし、それが名誉勲章 (Congressional Medal of Honor) に関する場合にはとくに重い刑を科す勲功窃盗法 (Stolen Valor Act) が、合衆国憲法修正 1 条の言論の自由の保護に違反するか否かが争われた事案である。

被上告人 Alvarez は、名誉勲章を受章したことがないのに、名誉勲章を保持していると公共の場で虚偽の発言をした。Alvarez は、勲章受章についての虚偽の発言は言論の内容に基づく規制が許されるカテゴリーに属するものではなく、これを処罰する勲功窃盗法は修正 1 条に違反すると主張したが、連邦地

(60) Gonzalez v. Thaler, 132 S. Ct. 641 (2012). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見がある。

(61) Wood v. Milyard, 132 S. Ct. 1826 (2012). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の結論同意意見 (スカリア裁判官同調) がある。

(62) Parker v. Mathews, 132 S. Ct. 2148 (2012) (*per curiam*).

(63) United States v. Alvarez, 132 S. Ct. 2537 (2012). ケネディ裁判官執筆の相対的多数意見 (ロバーツ長官, ギンズバーグ, ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の結論同意意見 (ケーガン裁判官同調), アリート裁判官の反対意見 (スカリア, トーマス各裁判官同調) がある。

裁は、Alvarezの主張を斥けて有罪判決を下した。Alvarezは控訴し、第9巡回区連邦控訴裁は、勲功窃盗法は修正1条のもとで無効であるとして、有罪判決を破棄した。

これに対して連邦最高裁は、以下のように述べて、第9巡回区連邦控訴裁の判断を支持した。

勲章についての虚偽の発言は、規制が許容される言論のカテゴリーに属さず、修正1条による保護の対象である。連邦憲法上、言論の内容に基づく規制は名誉毀損などいくつかのカテゴリーにのみ許容され、言論がそのカテゴリーに属さない場合の規制は法的に無効であると推定され、政府はその合憲性を示す責任を負う。規制が許容されるのは、虚偽の発言が犯罪行為の一部を成したり実害を及ぼしたりするからであり、虚偽であるというだけで、発言が修正1条によって保護されなくなるのではない。

勲功窃盗法の関心は、軍の褒章制度一般を汚されないように保護することにある。修正1条によれば、勲功窃盗法が名誉勲章受章についての虚偽の発言を規制することと、褒章制度を汚されないように保護することとの間に直接的な因果連関が存在しなければならないが、それは示されていない。名誉勲章受章に関する虚偽の発言が、軍の勲章受章の社会一般のイメージを傷つけるという主張を裏付ける証拠は示されていない。また、名誉勲章が汚されないようこれを保護するためには、Alvarezがインターネット上や新聞雑誌などで受けた反論では不十分であるとされる理由も説明されていない。それに加えて、保護された発言を規制する場合には、利用可能な効果的代替手段のうち最も規制的でないものを用いなければならないが、政府は、インターネット上に私人がアクセスし検索できる勲章受章者のデータベースを作成することで軍の褒章制度の完全性を保護することができ、勲功窃盗法が必要とされる理由は明らかでない。

(大庭沙織)

・その他

刑事实体法についての本開廷期の判決としては、ほかに、合衆国法典第26編7206条(1)違反の罪——虚偽の納税申告——は同第8編1101条(a)(43)(M)(i)に退去強制の理由に掲げられている加重重罪(aggravated felony)に該当するとしたKawashima判決⁽⁶⁴⁾、「無線通信を使用して、わいせつ、みだら、又は、冒瀆的な言葉を表現する(utters any obscene, indecent, or pro-

fane language by means of radio communication)」ことを禁じた合衆国法典第18編1464条の執行に関して連邦通信委員会 (Federal Communication Commission) が定めた基準につき、修正1条違反などの実体問題に立ち入らず、デュー・プロセス条項が求める公正な予告を欠いているので、同基準は上告人らへの適用に関しては漠然としているとした Fox 判決⁽⁶⁵⁾、粉末コカインに関する罪についての刑の下限は据え置く一方クラック・コカインに関する罪についての刑の下限を引き下げた2010年施行の連邦の公正量刑法 (Fair Sentencing Act) の規定は、施行前に行われた犯罪の量刑についても適用されるとした Dorsey 判決⁽⁶⁶⁾がある。

(田中利彦)

XIV その他

以上のほか、歩行できない動物を屠畜場が買い取り、売り渡し、受領することを禁止したカリフォルニア州法の豚の屠畜場への適用に関し、同規定は連邦食肉検査法 (Federal Meat Inspection Act) の規定が専先する (preempt) ことにより無効とされるとした Nat'l Meat Ass'n 判決⁽⁶⁷⁾、連邦および州の性犯罪者登録システムの均一化を目指して2006年に制定された連邦の「性犯罪者登録および通知法 (Sex Offenders Registration and Notification Act)」は、連邦司法長官に対して同法制定前に有罪となった性犯罪者への同法の適否について定める権限を付与し、連邦司法長官は2007年に同法制定前に有罪となった性

-
- (64) *Kawashima v. Holder*, 132 S. Ct. 1166 (2012). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, アリート各裁判官同調) のほか、ギンズバーグ裁判官の反対意見 (ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) がある。
- (65) *FCC v. Fox TV Stations, Inc.*, 132 S. Ct. 2307 (2012). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調) のほか、ギンズバーグ裁判官の結論同意意見がある。ソトマイヨール裁判官は本判決に関与していない。
- (66) *Dorsey v. United States*, 132 S. Ct. 2321 (2012). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, トーマス, アリート各裁判官同調) がある。
- (67) *Nat'l Meat Ass'n v. Harris*, 132 S. Ct. 965 (2012). 法廷意見はケーガン裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

犯罪者にも同法を適用する旨の規則を發布していたところ、同法は、同法制定前の性犯罪者にも適用されるが、同規則制定前の違反については適用できないとした Reynolds 判決⁽⁶⁸⁾、正式起訴された上告人が後に起訴状が却下されたことから、大陪審の審理で起訴の決め手となった証言をした被上告人に対して合衆国法典第42編1983条の規定に基づいて提起した訴訟について、大陪審の審理の証人にも事実審理の証人と同様に絶対的免責 (absolute immunity) が与えられるとした Rehberg 判決⁽⁶⁹⁾、消防署員に対する内部調査のために市当局から雇われた民間調査会社の調査員が修正4条違反を理由として合衆国法典第42編1983条の規定に基づいて訴えられた事件について、一時的に政府に雇用された私人にも限定的免責が与えられるとした Filarsky 判決⁽⁷⁰⁾、副大統領がショッピング・モールを訪れた際、そこにいた被上告人が携帯電話で「副大統領が今日何人の子供を殺したかを尋ねるつもりだ」と話し、さらに、副大統領に近付いて「イラク政策にはむかつく」などといったうえ、副大統領の肩に後ろから触ったのを護衛の係官が目撃し、その事実を伝えられた別の係官が被上告人に質問をしたうえ、同人を州法違反で逮捕し、地元警察に引き渡したが、結局、被上告人は放免されたことから、被上告人が合衆国法典第42編1983条および Bivens 判決⁽⁷¹⁾の法理に基づいて係官らを相手取って提起した訴訟について、相当な理由に基づく逮捕が——副大統領に対する批判への報復であるとの理由による——修正1条違反の問題を生じさせることは本件当時には確立されていなかったとして、修正1条違反を理由とする訴えにつき上告人らの限定的免責を認めた Reichle 判決⁽⁷²⁾、アリゾナ州が2010年に制定した“S. B. 1070”

-
- (68) Reynolds v. United States, 132 S. Ct. 975 (2012). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。
- (69) Rehberg v. Paulk, 132 S. Ct. 1497 (2012). 法廷意見はアリート裁判官が執筆 (全裁判官一致)。
- (70) Filarsky v. Delia, 132 S. Ct. 1657 (2012). 法廷意見はロバーツ長官が執筆 (全裁判官一致)。ギンズバーグ裁判官の同意意見, ソトマイヨール裁判官の同意意見がある。
- (71) Bivens v. Six Unknown Named Agents of Fed. Bureau of Narcotics, *supra* note 57.
- (72) Reichle v. Howards, 132 S. Ct. 2088 (2012). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, アリート, ソトマイヨール各裁判官同

という名称で知られる不法移民の取締法について、連邦政府が提起した連邦法による専占を理由とする施行の差止め請求に対し、下級審では同法中の 4 か条についての差止めを認めたのに対し、3 か条については下級審の判断を是認し、停止・拘束・逮捕について定めた 1 か条については、州裁判所がこれ解釈する前に、同規定の執行が連邦の移民法およびその目的と相反するとの証明なしにその施行を差し止めることは相当ではないとした Arizona 対 United States 判決⁽⁷³⁾がある。

(田中利彦)

調)のほか、ギンズバーグ裁判官の結論同意意見(ブライヤー裁判官同調)がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

- (73) Arizona v. United States, 132 S. Ct. 2492 (2012). ケネディ裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調)のほか、スカリア裁判官の一部同意・一部反対意見、トーマス裁判官の一部同意・一部反対意見、アリート裁判官の一部同意・一部反対意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。